



三重県公報

平成29年3月24日（金）

第 2888 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(薬務感染症対策課)	3
14	三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	3
15	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイクル課)	3
16	三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則	(団体検査課)	13
17	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	17
告 示			
197	総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示	(総務課)	17
198	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	17
199	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	17
200	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	18
201	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	18
202	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	18
203	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	18
204	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	19
205	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	19
206	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	19
207	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	19
208	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	20
209	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	20
210	三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示	(健康づくり課)	20
211	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	20
212	三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正する告示	(南部地域活性化推進課)	22
213	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	23
214	同伴	(同)	23
215	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	23
216	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	25
217	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	25
218	同伴	(同)	26

219	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	27
220	同件	(都市政策課)	28
221	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教育委員会)	29
選 管 告 示			
24	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選挙管理委員会)	29
25	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	29
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	30
	同件	(同)	30
	同件	(同)	31
	同件	(同)	31
	同件	(同)	31
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	32
	肥料取締法の規定による肥料の登録	(農産物安全課)	32
	肥料取締法の規定による肥料の登録有効期間の更新	(同)	32
	肥料取締法の規定による肥料の登録の失効	(同)	33
	肥料取締法の規定による収去した肥料の検査結果の概要の公表	(同)	33
	第12次鳥獣保護管理事業計画の策定	(獣害対策課)	34
	第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)の策定	(同)	34
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	34
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	35
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(保健環境研究所)	35
	落札者を決定した旨	(教育委員会)	38

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和四十七年三重県規則第十
二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「ほ せ 煙・丸」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十四号

三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則
三重県立公衆衛生学院条例施行規則（昭和四十九年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。
第六条第一号中「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十五号

三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則の一部を改正する規則
三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成十二年三重県規則第八十号）の一部を次のように改正する。
第三条の見出し中「再生資源」を「再生資源等」に改める。
第六条第二項第一号中「（第十五条第二項第一号において「計量証明書」という。）」を削る。
第十三条第三項に次の八号を加える。

- 四 製品名（製品名を追加する場合を除く。）
- 五 工場等の名称
- 六 販売範囲及び販売量実績
- 七 製品の仕様（品質及び安全性に係る変更を除く。）
- 八 販売条件
- 九 使用する再生資源等の県内割合（増加する場合に限る。）
- 十 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格の変更に伴う条例第八条第一項の規定による申請に係る事項
- 十一 認定生産者（認定リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件に変更がない地位の承継の場合に限る。）

第十五条第二項第二号中「リサイクル製品」を「認定リサイクル製品」に改め、「受人れ状況」の下に「保管状況」を加え、同項第三号中「リサイクル製品」を「認定リサイクル製品」に、「及び販売」を「販売及び保管」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 認定リサイクル製品の仕掛品又は半製品の生産量及び在庫状況並びに製造過程で発生する有価物及び廃棄

物の量を明らかにする書類

別表第一中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

別表第二中「(昭和二十四年法律第八十五号)」を削り、「肥料取締法第四条」を「肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 8 条関係)

リサイクル製品認定通知書

年 月 日

住所

氏名 様

(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県知事

印

年 月 日付けで三重県リサイクル製品利用推進条例第 8 条第 1 項の規定により認定申請のありました製品について、同条例第 6 条第 1 項の認定基準に適合するリサイクル製品であると認定しましたので通知します。

認 定 年 月 日	
認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名 (用 途)	
製 品 名	
工場等の所在地及び名称	
使用する再生資源 又は再生部品	名称： 使用割合： % (%)
認 定 条 件	
そ の 他	

備考 使用する再生資源又は再生部品の欄中の括弧書きは、製品全体に占める三重県内で発生した使用する再生資源又は再生部品の重量比を記しています。

(規格 A4 版)

第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 13 条関係)

認定リサイクル製品変更申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた製品について、申請事項を変更したいので、同条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日		
認 定 番 号		
認 定 の 有 効 期 限		
品 目 名 (用 途)		
製 品 名		
月 平 均 (年 間) 生 産 (予 定) 量		
生 産 開 始 (予 定) 年 月 日		
工 場 等 の 所 在 地 及 び 名 称	(変更前)	(変更後)
販 売 範 囲 及 び 販 売 量 実 績 (予 定)		
製 品 の 仕 様 (特 徴 、 寸 法 、 重 量 、 施 工 事 例 等)	(変更前)	(変更後)
販 売 条 件 (公 表 価 格 、 荷 姿 等)		
使 用 す る 再 生 資 源 又 は 再 生 部 品	(変更前) 名称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 使用割合 % (%)	(変更後)

生 産 方 法	(変更前)	(変更後)
環境の保全、工場等の操業等 に関し遵守すべき法令及び その遵守の状況	(変更前)	(変更後)
工場等における環境の保全に 関する措置の内容及び程度	(変更前)	(変更後)
日本工業規格その他これに類 する品質又は安全性に関する 規格、基準等への適合状況	(変更前)	(変更後)
環境の安全性に関する規格、 基準等への適合状況	(変更前)	(変更後)
そ の 他 参 考 事 項	(変更前)	(変更後)

備考

- 1 様式中「月平均（年間）生産（予定）量」欄以下には、変更前の内容と変更後の内容とを併記してください。この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 次の書類等を添付してください。
 - (1) 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第 6 条第 2 項各号に掲げる書類（変更事項に係るものに限る。）
 - (2) 当該製品の写真（必要に応じて当該製品）
 - (3) 会社案内、パンフレット等
- 3 製品の仕様欄に施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量及び施工日時を記載してください。
- 4 使用する再生資源又は再生部品の欄中使用割合については、製品全体に占める再生資源又は再生部品の重量比を記載し、製品全体に占める三重県内で発生した再生資源又は再生部品の重量比を括弧書きで併記してください。

担当者連絡先	氏 名	
	所 属 名 (電話番号)	

(規格 A4 版)

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第13条関係）

認定リサイクル製品変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所
（在地及び名称並びに代表者の氏名）

三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定により認定を受けた製品について、同条例第9条第2項に定める変更が生じたので、同条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日		
認 定 番 号		
認 定 の 有 効 期 限		
品 目 名 (用 途)		
製 品 名		
変 更 事 項	(変更前)	(変更後)

備考

- 1 「変更事項」欄には、三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（以下「規則」という。）第13条第3項各号に規定する事項に係る変更事項を記載してください。
- 2 規則第6条第2項各号に掲げる書類（変更事項に係るものに限る。）を添付してください。

担当者連絡先	氏 名	
	所 属 名 (電話番号)	

(規格A4版)

第八号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (第 15 条関係)

リサイクル製品認定基準適合状況報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

三重県リサイクル製品利用推進条例第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた製品について、認定基準への適合状況を試験又は検査しましたので、同条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

認 定 年 月 日	
認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名 (用 途)	
製 品 名	
工場等の所在地及び名称	
製品の仕様(特徴、寸法、重量、施工事例等)	
使用した再生資源 又は再生部品	名称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 使用割合 % (%)
生産方法	
環境の保全、工場等の 操業等に関し遵守すべき 法令及びその遵守の状況	
工場等における環境の保全に 関する措置の内容及び程度	
日本工業規格その他これに類 する品質又は安全性に関する 規格、基準等への適合状況	
環境の安全性に関する規格、 基準等への適合状況	
そ の 他 参 考 事 項	

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる書類を添付してください。
- 製品の仕様欄に施工事例を記載する場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工量及び施工日時を記載してください。
- 使用した再生資源又は再生部品の欄中使用割合については、製品全体に占める再生資源又は再生部品の重量比を記載し、製品全体に占める三重県内で発生した再生資源又は再生部品の重量比を括弧書きで併記してください。

担当者連絡先	氏 名	
	所 属 名 (電話番号)	

(規格 A4 版)

第九号様式中

製 品 名		を
月平均（年間）生産量		
生産開始年月日		
工場等の所在地及び名称		
販売範囲及び販売量実績		

製 品 名		に改める。
-------	--	-------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則第十五条第二項の規定は、平成二十九年七月一日以降に行われる同条第一項による報告について適用し、同日までに行われる同項による報告については、なお従前の例による。

三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十六号

三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則

三重県農林水産団体検査規則（平成八年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「第十五条」を「第十六条」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「同法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 1 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十五において読み替えて運用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条第一項の規定により、共済代理店に対して知事が行う検査第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

(表)

No.	
三重県農林水産団体検査員証	写 真 (3.0センチメートル×2.5センチメートル)
職・氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、 農業協同組合法第11条の25において準用する保険業法第305条第1項の規定による検査 農業協同組合法第94条の規定による検査 農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査 水産業協同組合法第123条の規定による検査 土地改良法第132条及び第133条の規定による検査 森林組合法第111条の規定による検査 漁業災害補償法第69条及び第71条の規定による検査 漁船損害等補償法第85条の規定による検査 農業信用保証保険法第56条第2項及び第3項の規定による検査 中小漁業融資保証法第66条第2項の規定による検査 農水産業協同組合貯金保険法第117条の規定による検査 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条の規定による検査 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条の規定による検査 を行う職員で	
あることを証明します。	
年 月 日	
	三重県知事 印

(裏)

注	意
1 本証は、 農業協同組合等 農業共済組合等 漁業協同組合等 土地改良区等 森林組合等 漁業共済組合	につき行う検査に際して必ず携帯すること。
2 本証は、検査に着手するとき提示すること。	
3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。	
4 検査員がその職を退いたときは、直ちにこの証を返納すること。	

注 1 用紙の大きさは、縦6.0センチメートル、横9.0センチメートルとする。
2 必要に応じ、検査及び団体の種類を抹消する。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 一 一 号

三重県農林水産団体検査員

職名 検査員氏名

職名 検査員氏名

検 査 命 令 書

農業協同組合法第11条の25において準用する保険業法
第305条第1項

農 業 協 同 組 合 法 第 9 4 条 第 項

農 業 災 害 補 償 法 第 1 4 2 条

水 産 業 協 同 組 合 法 第 1 2 3 条 第 項

土 地 改 良 法 第 条 第 項

森 林 組 合 法 第 1 1 1 条 第 項

漁 業 災 害 補 償 法 第 6 9 条 及 び 第 7 1 条 の規定による検査を

漁 船 損 害 等 補 償 法 第 8 5 条

農 業 信 用 保 証 保 険 法 第 5 6 条 第 項

中 小 漁 業 融 資 保 証 法 第 6 6 条 第 2 項

農水産業協同組合貯金保険法第117条第 項

犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金

の支払等に関する法律第36条

に対し、 年 月 日までに実施することを命じます。

年 月 日

(規格A4)

注 必要に応じ、検査の種類を抹消する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十七号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項中「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 197 号

総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

総務部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

総務部関係補助金等交付要綱(平成 27 年三重県告示第 179 号)は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による廃止前の総務部関係補助金等交付要綱の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

三重県告示第 198 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
えば内科・循環器内科	桑名市大字大福字寺跡 437-1	平成 29 年 3 月 1 日
大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	平成 29 年 1 月 4 日
桜花台こどもクリニック	四日市市桜花台 1-35-4	平成 29 年 2 月 1 日
たつみの歯科クリニック	三重郡菰野町菰野 986-7	平成 29 年 3 月 1 日
スギ薬局桑名大福店	桑名市大福 424-1	平成 28 年 12 月 1 日
ひび薬局	桑名市大字大福字寺跡 437-3	平成 29 年 3 月 1 日
スギ薬局 松阪川井町店	松阪市川井町 1006 番地 1	平成 29 年 2 月 1 日
訪問看護 いやし	桑名市大字江場 49 番	平成 28 年 11 月 1 日
訪問看護リハビリステーションこころ	亀山市栄町 1487 番地 25	平成 29 年 3 月 1 日
ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	平成 29 年 3 月 1 日

三重県告示第 199 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	平成 29 年 1 月 3 日
北村歯科	四日市市前田町 23 番 13 号	平成 29 年 1 月 4 日
医療法人川田歯科	四日市市下海老町 4397 番地の 2	平成 29 年 2 月 6 日
有限会社生川調剤薬局	四日市市中浜田町 2-20 伊藤ビル 1F	平成 29 年 1 月 31 日
訪問看護ステーション 白雪	亀山市川崎町 4855 番地 A棟 105	平成 29 年 1 月 31 日

三重県告示第 200 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
ハートリークリニック	名張市希中央五番町 146 番地	平成 29 年 1 月 16 日

三重県告示第 201 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ケアステーションすけっと	株式会社 ライフスケツト	訪問介護	名称 所在地	ケアサービスすけっと 度会郡南伊勢町河内 535 番地	ケアステーションすけっと 度会郡南伊勢町槌柄浦 385 番地	平成 28 年 3 月 1 日
ケアステーションすけっと	株式会社 ライフスケツト	介護予防訪問介護	名称 所在地	ケアサービスすけっと 度会郡南伊勢町河内 535 番地	ケアステーションすけっと 度会郡南伊勢町槌柄浦 385 番地	平成 28 年 3 月 1 日

三重県告示第 202 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
高岡 冨江	訪問マッサージ K E I R O W 庄内通ステーション	愛知県名古屋市区天塚町 1-32-2 城北マンション 1F	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 203 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
大田 勝央	施術所名称なし	四日市市青葉町 800 番地 89	施術所名称なし 三重郡菰野町竹成 2245-29	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 204 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
えば内科・循環器内科	桑名市大字大福字寺跡 437-1	平成 29 年 3 月 1 日
大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	平成 29 年 1 月 4 日
桜花台こどもクリニック	四日市市桜花台 1-35-4	平成 29 年 2 月 1 日
たつみの歯科クリニック	三重郡菰野町菰野 986-7	平成 29 年 3 月 1 日
スギ薬局桑名大福店	桑名市大福 424-1	平成 28 年 12 月 1 日
ひび薬局	桑名市大字大福字寺跡 437-3	平成 29 年 3 月 1 日
スギ薬局 松阪川井町店	松阪市川井町 1006 番地 1	平成 29 年 2 月 1 日
訪問看護 いやし	桑名市大字江場 49 番	平成 28 年 11 月 1 日
訪問看護リハビリステーションこころ	亀山市栄町 1487 番地 25	平成 29 年 3 月 1 日
ナーシング伊勢	伊勢市藤里町 166-10	平成 29 年 3 月 1 日

三重県告示第 205 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	平成 29 年 1 月 3 日
北村歯科	四日市市前田町 23 番 13 号	平成 29 年 1 月 4 日
医療法人川田歯科	四日市市下海老町 4397 番地の 2	平成 29 年 2 月 6 日
有限会社生川調剤薬局	四日市市中浜田町 2-20 伊藤ビル 1F	平成 29 年 1 月 31 日
訪問看護ステーション 白雪	亀山市川崎町 4855 番地 A棟 105	平成 29 年 1 月 31 日

三重県告示第 206 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
ハートリークリニック	名張市希中央五番町 146 番地	平成 29 年 1 月 16 日

三重県告示第 207 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の種類	変更事項	変更内容		変更 年月日
				新	旧	
ケアステーション すけっと	株式会社 ライ フスケツト	訪問介護	名称 所在地	ケアサービス すけっと 度会郡南伊勢町 河内 535 番地	ケアステーショ ンすけっと 度会郡南伊勢町 槌柄浦 385 番地	平成 28 年 3 月 1 日
ケアステーション すけっと	株式会社 ライ フスケツト	介護予防訪 問介護	名称 所在地	ケアサービス すけっと 度会郡南伊勢町 河内 535 番地	ケアステーショ ンすけっと 度会郡南伊勢町 槌柄浦 385 番地	平成 28 年 3 月 1 日

三重県告示第 208 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
高岡 冴江	訪問マッサージKEIR OW庄内通ステーション	愛知県名古屋市区天塚町 1-32-2 城北マンション 1F	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 209 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
大田 勝央	施術所名称なし	四日市市青葉町 800 番地 89	施術所名称なし 三重郡菰野町竹成 2245-29	平成 29 年 2 月 1 日

三重県告示第 210 号

三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示をここに公布します。

平成二十九年三月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示

三重県歯科技工士法施行細則（昭和三十一年三重県告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「4 開設の場所」を

「4 開設の場所

（電話： ）」に改める。

第一号様式から第五号様式までの様式中「3 開設の場所」を

「3 開設の場所

（電話： ）」に改める。

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の三重県歯科技工士法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、相当の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県告示第 211 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

22	私立小中学校等就学支援事業補助金	私立小中学校等に通う児童生徒の世帯の経済状況に応じ、授業料の一部を助成することにより保護者の経済的負担の軽減を図る。	私立小中学校等の授業料の一部の助成に要する経費	別に定める。	別に定める要件に該当する私立小中学校等を設置する学校法人
23	私立小中学校等授業料減免補助金	私立小中学校等に通う児童生徒の世帯の経済状況が急変した場合に、授業料の一部を助成することにより保護者の経済的負担の軽減を図る。	私立小中学校等の授業料の一部の助成に要する経費	別に定める。	別に定める要件に該当する私立小中学校等を設置する学校法人

別表 1(3)の表を削り、別表 1(4)の表を別表 1(3)の表とし、別表 1(5)の表を別表 1(4)の表とし、同表の次に次の一表を加える。

(5) ダイバーシティ社会推進課関係

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の交付の 目 的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助率又は 補 助 額	(E) 補助対象者
1	三重県地域女性活躍推進交付金	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、市町が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。	地域女性活躍推進交付金交付要綱（平成 28 年府令第 816 号）第 3 第 1 項(2)に規定する市町が行う事業に要する経費	別に定める。	市町
2	三重県留学生等支援事業補助金	三重県の国際化に資する人材を育成する。	三重県からの私費海外留学生及び三重県への私費外国人留学生の留学に要する経費並びに医療及び看護に係る外国人学生の修学に要する経費	別に定める。	三重県からの私費海外留学生及び三重県への私費外国人留学生並びに医療及び看護に係る外国人学生
3	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金	災害時に発生する多様なニーズに対応するため、NPOが継続的に取り組む被災地又は被災者に対する支援活動を支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図る。	三重県内外で災害が発生した場合に実施する被災地又は被災者に対する支援に要する経費	10/10 以内	特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体

別表 1(6)の表を削り、別表 1(7)の表中「交通安全・消費生活課」を「くらし・交通安全課」に改め、同表に次のように加え、同表を別表 1(6)の表とする。

3	三重県地域防犯力向上支援事業費補助金	市町の境界を越えた広域の範囲で県民の安全で安心なまちづくりを推進するための取組を支援する。	市町の境界にある自治会、自主防犯団体等が、地域が抱える課題の解決に向けて、市町の境界を越えて広域的に安全で安心な三重のまちづくりを推進するための取組を支援する経費	1/3 以内	自治会、自主防犯団体等で構成する任意団体
---	--------------------	---	---	--------	----------------------

別表 1(8)の表を削り、別表 1(9)の表を別表 1(8)の表とし、別表 1(10)の表を別表 1(9)の表とする。

別表 2 中

「

1	地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業促進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	天然ガス自動車普及促進事業補助金		
3	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金		
4	海岸漂着物対策事業補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円を超える機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産
5	三重県消費者行政活性化基金事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具に相当するもの
6	三重県消費者行政推進事業費補助金		
7	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具に相当するもの

を

「

1	天然ガス自動車普及促進事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金		
3	海岸漂着物対策事業補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円を超える機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産
4	三重県消費者行政活性化基金事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具に相当するもの
5	三重県消費者行政推進事業費補助金		
6	三重県地域防犯力向上支援事業費補助金		
7	災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具に相当するもの

に

改める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 212 号

三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正する告示

三重県準過疎地域自立促進要綱(平成 28 年三重県告示第 487 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 213 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町川上字西古屋敷 225、271 から 277 まで、字竹田 278 から 281 まで、281 の 1、282、282 の 1、283 から 287 まで、287 の 1、288
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 214 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市紀和町湯ノ口字小下シ 70、74
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 215 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 多度長島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市多度町香取字高割 358 番 3 地先から 桑名市多度町中須字宮前 1441 番地先まで	旧	5.80~15.00	305.00
	新	5.80~22.00	305.00

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 桑名四日市線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 36 番 10 地先から 三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 36 番 9 地先まで	旧	20.89~21.46	121.65
	新	20.97~24.72	121.65

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 亀山安濃線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市阿野田町字下垣戸 1825 番 1 地先から 亀山市阿野田町字下垣戸 1847 番 1 地先まで	旧	34.80~36.80	16.00
	新	37.80~58.30	16.00

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 亀山安濃線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市阿野田町字下垣戸 1847 番 1 地先から 亀山市阿野田町字下垣戸 1764 番 2 地先まで	旧	7.80~37.83	98.20
	新	7.30~36.65	98.20

第 5

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 368 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯南町上仁柿字櫃坂 2571 番 3 地先から 松阪市飯南町上仁柿字シジ山 2770 番 2 地先まで	旧	9.10~63.60	1457.51
	新	10.00~38.70	1121.71

第 6

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 369 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯南町上仁柿字櫃坂 2571 番 3 地先から 松阪市飯南町上仁柿字シジ山 2770 番 2 地先まで	旧	9.10~63.60	1457.51
	新	10.00~38.70	1121.71

第 7

1 道路の種類 県道

2 路線名 伊勢南島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市佐八町字中瀬 1584 番 2 地先から 伊勢市佐八町字中瀬 1660 番 7 地先まで	旧	6.50~10.90	79.50
	新	6.50~8.30	79.50

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市松尾町字山中 1004 番 1 地先から 鳥羽市松尾町字山中 1180 番 20 地先まで	旧	5.10~20.00	190.00
	旧新	8.50~25.00	120.00

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市松尾町字山中 1180 番 21 地先から 鳥羽市松尾町字ヒルモ 1194 番 4 地先まで	旧	5.20~14.00	181.00
	旧新	18.00~52.00	110.00

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町の矢字大潟 462 番地先から 志摩市磯部町の矢字大潟 460 番地先まで	旧	39.50~50.30	8.30
	新	39.50~45.80	8.30

三重県告示第 216 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多度長島線	桑名市多度町香取字高割 358 番 3 地先から 桑名市多度町香取字松下 837 番 7 地先まで	平成 29 年 3 月 30 日
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町 622 番 1 から 四日市市西伊倉町 678 番 1 まで	平成 29 年 3 月 24 日
県道 亀山停車場石水溪線	亀山市羽若町字樋口 1472 番地先から 亀山市羽若町字樋口 1472 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 27 日
県道 松阪青山線	津市美杉町八手俣字宿広 650 番 2 地先から 津市美杉町八手俣字宿広 626 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 24 日
県道 松阪青山線	津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1095 番 1 地先から 津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1094 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 24 日
県道 大台宮川線	多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 383 番 3 地先から 多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 401 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 24 日
一般国道 422 号	多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 401 番 1 地先から 多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 569 番地先まで	平成 29 年 3 月 24 日
県道 鳥羽磯部線	志摩市磯部町の矢字大潟 462 番地先から 志摩市磯部町の矢字大潟 460 番地先まで	平成 29 年 3 月 24 日
一般国道 25 号	伊賀市千歳字品戸 465 番 2 地先から 伊賀市東条字岸ノ上 102 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 24 日
県道 信楽上野線	伊賀市東条字婦ノ鳥 147 番 4 地先から 伊賀市千歳字下川原 456 番地先まで	平成 29 年 3 月 24 日

三重県告示第 217 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可し

ましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

四日市市

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連四日市市第 19 号公共下水道

3 事業施行期間

平成 2 年 3 月 27 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年三重県告示第 488 号、平成 2 年三重県告示第 228 号、平成 6 年三重県告示第 396 号、平成 6 年三重県告示第 483 号、平成 8 年三重県告示第 229 号、平成 9 年三重県告示第 930 号、平成 9 年三重県告示第 1166 号、平成 12 年三重県告示第 622 号、平成 14 年三重県告示第 458 号、平成 17 年三重県告示第 159 号、平成 19 年三重県告示第 481 号及び平成 26 年三重県告示第 211 号の事業地に楠町吉崎字二之割を加え、楠町北五味塚字塩役、字虎、字龍之浜、字戌田、字楮及び字千狸並びに楠町吉崎字三之割地内において事業地を変更する。

三重県告示第 218 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認きましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

鈴鹿市

2 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画下水道事業

流域関連鈴鹿市公共下水道

3 事業施行期間

平成 63 年 12 月 16 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 63 年三重県告示第 634 号、平成 4 年三重県告示第 67 号、平成 6 年三重県告示第 393 号、平成 9 年三重県告示第 973 号、平成 13 年三重県告示第 304 号、平成 16 年三重県告示第 279 号、平成 17 年三重県告示第 718 号、平成 19 年三重県告示第 549 号、平成 20 年三重県告示第 698 号、平成 24 年三重県告示第 256 号及び平成 25 年三重県告示第 661 号の事業地を削除し、高岡台一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、高岡町字山王谷、字水巻、字青谷、字茶山、字先鏡、字鯉、字茶屋、字大坪、字宮谷、字天神、字七反縄、字社田、字旭、字中戸前及び字八反田、河田町字津以切及び字三反田、十宮一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、十宮町字田中及び字小泉、一ノ宮町、一ノ宮町字地蔵堂、一ノ宮町字屋佐縄、字落縄、字七九郎縄、字別明、字村内、字里山、字池、字奥市場、字三角、字高堤及び字鍋端、池田町字櫛引、字下り長、字要内塔、字荒木、字奥代、字神田、字三反田、字五田長、字三宅、字東浦、字見取及び字池ノ上、須賀町、須賀町字桜野、字三田村及び字里の腰、長太新町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、長太旭町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、長太栄町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、北長太町字原ヶ沖、字大門、字辨財、字三宮神及び字清水、南長太町神波、字一花東、字下り松及び字鎗添、庄野東一丁目、庄野町字上野及び字三日市堀、庄野共進一丁目、二丁目及び三丁目、庄野羽山一丁目、二丁目及び四丁目、平田

本町一丁目及び二丁目、平田一丁目及び二丁目、平田中町、平田東町、平田新町、平田町字前沢、弓削町字西弓削、字野口及び字須田、弓削一丁目及び二丁目、岡田町字天神、字吉原及び字東山、岡田一丁目、二丁目及び三丁目、算所一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、算所町字宮之前、字新開、字宮東、字山之相及び字池之下、竹野町字内竹野及び字西起、竹野一丁目及び二丁目、三日市一丁目、二丁目及び三丁目、三日市町字狭間、字小中野、字南浦、字赤土田、字東新田場、上り途、字北鳥野、字中ノ池及び字工場、三日市南一丁目、二丁目及び三丁目、西条一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目、西條町字四本松、字狭間、字蔵之池、字狐穴、字分木、字上小橋、字高畑、字小六、字アシユギ、字四反田、字五反田、字太郎助、字馬渡、字真虫原、字城之西、字天神及び字東澤、野辺一丁目及び二丁目、野辺町字丸ノ内及び字東口、飯野寺家町字城掛、字筋違、字小深田、字柳原、字修理田、字横シメ、字大門、字大藪、字門辺、字町田及び字堂山、神戸一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目、神戸地子町、神戸寺家町字修理田、神戸本多町、神戸本多町字本多町、神戸地子町字柳原、字川端、字高田、字東八幡、字大日及び字肥田前、矢橋一丁目、二丁目及び三丁目、矢橋町字門田、字大日及び字竹ノ花、須賀一丁目、二丁目及び三丁目、肥田町字寺垣内、上ノ坪、字河原田及び字砂田、中箕田一丁目及び二丁目、中箕田町字豊年、下箕田町字瑞垣及び字一色、下箕田一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、北堀江町字八反田及び字市ノ坪、北堀江二丁目、南堀江一丁目及び二丁目、南堀江町字大坪、小田町字西山田、字杉下道、字あらこ及び字山田、平野町字門山、字森山、字丸山、字石丸、字花林、字岩ノ谷及び字尼ヶ橋、国府町字中尾、字富士、字嘉暦及び字石丸、住吉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、住吉町字北浦、字石丸、字上野田、字下野田及び字鉄初、阿古曾町、大池一丁目、二丁目及び三丁目、道伯一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、道伯町字北新田場、字西瀬古、字芒原、字箕田、字野田西、字東浦、字上蟻塚、字下蟻塚、字南鳥野、字五反田、字八反田及び字赤禿山、鈴鹿ハイツ、地子町字赤土、末広北一丁目、二丁目及び三丁目、末広南一丁目、二丁目及び三丁目、末広西、末広東、末広町字野瀬、字千年ヶ原及び字稲生道、石垣一丁目、二丁目及び三丁目、稲生町字池之下、字正助谷及び字稲生山、野町字西山、野町西一丁目、二丁目及び三丁目、野町中一丁目、二丁目及び三丁目、野町南一丁目、野町東一丁目及び二丁目、安塚町字野瀬、字山ノ花、字源平塚、字今発、字南塚、字舞造、字中澤及び字箕ノ内、北玉垣町野田、字北小野田、字根洞、字山上、字北ノ添、字小塚、字細田、字中野、字西浦、字辻、字嶋及び字山科、南玉垣町字玉垣、字一色、字新町、字稲狭間、字糠塚、字北箱塚、字詰田、字小野瀬、字黒鉄及び字東鼻野、西玉垣町字池之下、字市場、字土間瀬及び字山上、東玉垣町字石塚、字四反田、字高道、字北浦、字深田、字大垣内、字門田、字東城、字天王山、字丸田、字水白、字井龍田、字山神戸、字八反垣内、字井澤及び字乙戸部、桜島町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目、若松北一丁目、二丁目及び三丁目、若松中一丁目及び二丁目、若松東一丁目、二丁目及び三丁目、若松西三丁目、四丁目及び五丁目、北若松町字祢宜垣内及び字新開、中若松町字中組及び字上野田、南若松町字浜田、字千世碕、字丁永、字砂原、字味噌田、字石塚、字洲崎、字中原永、字南原永、字山之腰、字見かど、字和豊田及び字西河原、東旭が丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目、中旭が丘一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、南旭が丘一丁目、二丁目及び三丁目、岸岡町字野口、字泉野、字地主、字天王、字山田、字石塚、字大通、字北添、字ユウ、字鬼神、字北新田、字西花野、字八反坪、字打越、字西長谷、字小谷、字東長谷、字山中、字雲雀山、字見当山、字岩ヶ谷、字大門、字千世澤、字砂山、字北山越及び字南山越、北江島町、北江島町字花野、江島町、江島本町、江島台一丁目及び二丁目、江島町字花野、字大山、字起證塚、字松池、字高塚、字亀池、字細合池、字鬼黒、字長谷、字後端、字富士下及び字北山、中江島町、東江島町、白子一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、白子町字池戸、字網田坊、字用水、字長ヲサ、字新地、字箱塚、字深田、字生水及び字小山田、南江島町、白子駅前、白子本町、白子町、寺家一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目及び八丁目、寺家町字新改、字池戸及び字小橋、郡山町字野口、字西高山、字追谷、字西川、字向山、字青木口、町字下浦、字広山、字大々星、字末野、字夕川、字寺谷及び字唐立、中瀬古町字松山、字酒出、字大塚、字唐立及び字天頼山、磯山一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、東磯山一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、磯山町字前田、字乙藤、及び字濱郷、稲生一丁目、稲生こがね園、稲生町字風呂ノ下並びに稲生塩屋一丁目及び二丁目を加える。

三重県告示第 219 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

亀山市

2 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画下水道事業

流域関連亀山市公共下水道

3 事業施行期間

平成6年9月26日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年三重県告示第433号、平成9年三重県告示第1161号、平成10年三重県告示第419号、平成12年三重県告示第353号、平成13年三重県告示第279号、平成18年三重県告示第191号、平成20年三重県告示第73号、平成25年三重県告示第798号及び平成28年三重県告示第92号の事業地を削除し、亀山市大字川崎町字金垣内、字瀬違、字六反田、字金瀬、字上垣内、字下垣内、字県屋敷、字下僧仏、字下川原、字植田中、字御幣立及び字脇之田、大字能褒野町字小林ヶ鼻及び字能褒野、大字太森町字岩山谷、大字長明寺町字菖蒲谷及び字池ノ谷、大字みずきが丘、大字田村町字御堂前、字寺山、字女ヶ坂、字西山、字東山、字大野、字名越、字西谷、字中尾、字奥条、字東条、字鳶ヶ尾及び字太山、大字関町鷺山字南垣内、字北垣内及び字越し、大字関町会下字北会下、字長田及び字南会下、大字白木町字押之尾及び字砂子、大字太岡寺町字上野、字菅谷、字西谷、字中組、字鳥池、字富士山、字上り鼻、字井戸谷、字ホヲリ、字東組、字野田、字女夫岩、字北起、字下谷、字大鼻及び字野田口、大字布気町字高塚、字山子、字上道野、字横沢、字垣戸部、字角垣戸、字牛櫃、字福良沖、字古部野、字山之下、字大岨、字鍛冶屋瀬古、字道野、字内野郡、字日原及び字北瀬古、大字住山町字うとう谷、字今渡、字堤ヶ谷、字安ノ山、字葛城、字江ヶ野山及び字東野、大字羽若町字広茂、字西野、字一ツ橋、字下垣内、字岩谷、字五ヶ谷、字松本、字杉前、字大藪、字中村、字樋口及び字糝屋垣内、大字亀田町字甲田、字真船、字津船、字美泥、字落崎、字尾崎、字正知浦及び字品石、大字みずほ台、大字川合町字山田、字柴野、字長妻、字内戸、字南中の山、字北中の山、字里沢、字戸長吸、字作千代治、字山神戸、字西垣内、字日出宮、字八ツ八、字狐田、字若桜、字今里、字山城、字上椎木、字丁安田及び字椎木、大字みどり町、大字井田川町字柿ノ木、字谷山、字東浦、字梅田及び字樋掛田、大字関町新所字会下垣内、字観音沖、字権多羅、字宿屋、字城山、字水落とし、字西町南、字西町北、字東町南、字東町北、字南裏、字権現及び字新道、大字関町市瀬字転石、大字関町泉ヶ丘、大字関町富士ハイツ字古河上、大字関町木崎字宮之前、字三日城、字御茶屋、字町南、字内山、字北野、字枯木、字末藤、字関台、字舟外、字姫御前、字鐘鋳場及び字山ヶ鼻、大字関町小野字下門田、字上門田及び字末藤、大字小野町字桜口、字八幡、字木ノ下、字北割及び字殿之内、大字野村町字守口、字忍山、字松本及び字柴原、大字海本町、大字野村二丁目字高飛、大字江ヶ室一丁目、大字江ヶ室二丁目、大字市ヶ坂町字市ヶ坂、大字若山町字若山、大字北野町、大字本丸町字旧館、大字西丸町字西丸、大字野村一丁目、大字野村三丁目、大字野村四丁目、大字中屋敷町、大字南野町、大字東町一丁目、大字東丸町字東丸、大字西町字阿明田、字古城、字市ヶ谷、字西京口、字西町、字池ノ下及び字大谷、大字高塚町、大字椿世町字西松、字大坪及び字堀越、大字渋倉町字渋倉、大字小下町、大字上野町、大字東台町、大字本町二丁目、大字本町三丁目、大字本町四丁目、大字北山町、大字北町、大字本町字茶屋裏、大字栄町字柴戸、字上西野、字萩野及び字八ツ谷、大字和田町字安場、字奥安場、字若宮、字西野、字萩野、字八千谷、字南谷、字安蔵、字下前田、字垣内、字上城、字上前田、字長町、字土地元、字南之口、字南裏、字薄文、字和田之原及び字東和田、大字井尻町字門ノ田、大字御幸町字貝戸部、字牛喰、字西角、字島田及び字東角、大字東御幸町字穴淵、字実泥、字川原及び字島田、大字東町二丁目、大字南崎町字南崎、大字天神一丁目、大字天神二丁目、大字和賀町、大字南鹿島町、大字北鹿島町、大字本町一丁目、大字阿野田町字中川原、字下垣戸、字上野垣戸、字西ヶ谷、字御座垣内、字中村垣戸、字門垣内、字辰巳谷、字茂谷、字東上野山及び字二本松、大字天神三丁目並びに大字天神四丁目を加える。

三重県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可し

ましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
桑名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
桑名都市計画公園事業
6・5・1 号桑名市総合運動公園
- 3 事業施行期間
平成 4 年 6 月 5 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

三重県告示第 221 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 11 号の項を削り、同表第 12 号の項中「全国・ブロック社会教育関係大会開催補助金」を「全国・ブロック社会教育関係大会開催負担金」に改め、同項を同表第 11 号の項とし、同表中第 13 号の項から第 20 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 21 号の項を削り、第 22 号の項を第 20 号の項とし、第 23 号の項を第 21 号の項とし、第 24 号の項を第 22 号の項とする。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 28 年三重県選挙管理委員会告示第 112 号は、廃止します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

50 分の 1 の数 30,327

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 289,538

三重県選挙管理委員会告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 28 年三重県選挙管理委員会告示第 113 号は、廃止します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

選挙区名	3分の1の数
津市	77,238
四日市市	84,919
伊勢市	36,229
松阪市	45,673
桑名市・桑名郡	40,526
鈴鹿市	53,414
名張市	22,434
尾鷲市・北牟婁郡	10,368
亀山市	13,243
鳥羽市	5,689
熊野市・南牟婁郡	10,884
いなべ市・員弁郡	19,402
志摩市	15,208
伊賀市	25,523
三重郡	17,851
多気郡	13,401
度会郡	13,438

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
伊勢市
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 8 月から平成 26 年 12 月まで
- 3 成果の名称
伊勢市（本町・一志・宮後一丁目）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊勢市本町、一志町、宮後一丁目地内
- 5 認証年月日
平成 29 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
明和町
- 2 調査を行った期間
平成 23 年 5 月から平成 27 年 3 月まで
- 3 成果の名称
明和町（有爾中 1-發シ外）の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
明和町有爾中地内
- 5 認証年月日
平成 29 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
明和町
- 2 調査を行った期間
平成 23 年 5 月から平成 27 年 3 月まで
- 3 成果の名称
明和町（有爾中 2-垣場外）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
明和町有爾中地内
- 5 認証年月日
平成 29 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
大台町
- 2 調査を行った期間
平成 23 年 5 月から平成 26 年 3 月まで
- 3 成果の名称
大台町（岡ヶ野工区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
大台町大字栃原地内
- 5 認証年月日
平成 29 年 3 月 13 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
紀宝町
- 2 調査を行った期間
平成 19 年 9 月から平成 27 年 2 月まで
- 3 成果の名称
紀宝町（井田⑤）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
紀宝町井田地内
- 5 認証年月日
平成 29 年 3 月 13 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木くずれ 4910 ほか 3 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市白山町南家城 2502-2	津市白山町南家城家野 2278
有限会社 キセキファーム三重	松阪市肥留町 377	津市香良洲町八反田 796 ほか 1 筆
農業屋ファーム株式会社	松阪市岡山町 130	津市香良洲町八反田 865
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字大松原 2122 ほか 3 筆
瀬古 博文	南牟婁郡御浜町下市木 4048-3	南牟婁郡御浜町下市木中平美 2241 ほか 1 筆
中村 充典	南牟婁郡御浜町阿田和 70 グリーン ハイツ下田 4 号室	南牟婁郡御浜町下市木大和田 1027 ほか 1 筆
檜作 文彦	南牟婁郡御浜町下市木 4773	南牟婁郡御浜町下市木中平美 2230-1

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 29 年 3 月 24 日

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登 録 番 号	肥料の種 類	肥 料 の 称	保証成分量 (%)				その他の規 格	生産業者		登 録 日 年 月 日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分		氏 名 又 は 名 称	住 所	
三重県第 1303 号	副産植物質肥料	トウガラシ粕	2.0		3.0		該当なし	茂利製油株式会社	伊勢市西豊浜町 1825 番地	平成 28 年 7 月 7 日
三重県第 1304 号	混合有機質肥料	神協有機 5 号	1.5	9.0			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野 962 番地の 1	平成 28 年 8 月 2 日
三重県第 1305 号	炭酸カルシウム肥料	水素担持サンゴカルシウム				50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アツチェ	東京都港区虎ノ門一丁目 16 番 16 号	平成 28 年 10 月 31 日

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登 録 番 号	肥料の種 類	肥 料 の 称	保証成分量 (%)			その他の規 格	生産業者		更 新 後 の 登 録 有 効 期 限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏 名 又 は 名 称	住 所	

三重県 第 638 号	ごま油かす及びその粉末	7.0 ごま油かす粉末	7.0	2.0	1.0	該当なし	九鬼産業株式会社	四日市市尾上町11番地	平成 34 年 7 月 31 日
三重県 第 1235 号	なたね油かす及びその粉末	5.1 なたね油かす粉末	5.1	2.2	1.0	該当なし	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	平成 34 年 8 月 9 日
三重県 第 1280 号	なたね油かす及びその粉末	5.3 なたね油かす粉末1号	5.3	2.0	1.0	該当なし	株式会社 J-オイルミルズ	東京都中央区明石町8番1号	平成 34 年 9 月 9 日
三重県 第 1289 号	副産動物質肥料	副産動物質肥料	3.8	16.5		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 カネ仙	津市白塚町3132番地の4	平成 31 年 9 月 26 日
三重県 第 1281 号	混合有機質肥料	あさけ1号	3.0	4.0		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 服部	四日市市広永町577番地	平成 31 年 12 月 16 日
三重県 第 1197 号	なたね油かす及びその粉末	5.3 なたね油かす粉末	5.3	2.0	1.0	該当なし	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋庄町565番地の1	平成 34 年 12 月 11 日
三重県 第 1241 号	混合有機質肥料	マースィ・アクティ	3.0	4.0	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 蓮華	尾鷲市三木浦町277	平成 32 年 2 月 3 日
三重県 第 1226 号	混合有機質肥料	EMできばえ	4.0	3.5	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 地主共和商会	多気郡多気町丹生4411-3	平成 32 年 2 月 25 日
三重県 第 1282 号	乾燥菌体肥料	4.0 乾燥菌体肥料	4.0	2.5		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	敷島スターチ株式会社	鈴鹿市長太栄町5丁目5番1号	平成 32 年 3 月 14 日

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木英敬

登番	録号	肥料の類	肥料の称	保証成分量 (%)		その他の格	生産業者	
				窒素全量	りん酸全量		氏名は又名称	住所
三重県 第 1258 号		混合有機質肥料	混合有機質肥料38号	3.7	18.7	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九鬼肥料工業株式会社	四日市市西末広町4番17号
三重県 第 1095 号		蒸製毛粉	7.0 蒸製毛粉	7.0		その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 若林商店	四日市市大治田二丁目19番30号
三重県 第 1096 号		蒸製毛粉	6.0 蒸製毛粉	6.0		その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 若林商店	四日市市大治田二丁目19番30号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 30 条第 7 項の規定により、平成 28 年度における普通肥料の取去検査結果の概要を次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	あづまフーズ株式会社	あづまの有機肥料	TN、TP、Cd				
肉骨粉	株式会社服部	7.0肉骨粉	TN、TP				
加工家さんふん肥料	有限会社青山	青山有機	TN、TP、TK、As				
肉骨粉	株式会社中部ケミカル	チキンポークミール3号	TN、TP				
加工家さんふん肥料	株式会社山下鶏園	すくすく有機	TN、TP、TK、As	TN保証 成分量不足			
副産石灰肥料	一般財団法人鳥羽市開発公社	かき殻肥料しおさい	AL、Ni、Cr、Ti				
ごま油かす及びその粉末	九鬼ファーム株式会社	ごま圧搾粕	TN、TP、TK				
肉かす粉末	大協肥糧株式会社	9.0肉かす	TN				
化成肥料	自然応用科学株式会社	キング豊穰	TN、TP、TK、As、Ni				
混合有機質肥料	有限会社蓮華	フィッシュ・ソリュブル吸着乾燥品	TN、TP、Cd、As				

(注) 1 主成分及び有害成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、AL-アルカリ分
Cd-カドミウム、As-ひ素、Ni-ニッケル、Cr-クロム、Ti-チタン

2 分析検査の指摘事項の欄、保証票の検査の欄又はその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

第 12 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり策定しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）を次のとおり策定しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 条第 5 項の規定により公表します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 29 年 2 月 24 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

2 作業地域

四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

第 2

1 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

2 作業期間

平成 29 年 3 月 15 日から同年 6 月 26 日まで

3 作業地域

南牟婁郡紀宝町浅里

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物品及び数量

I C P 質量分析装置賃貸借

(2) 賃貸借物品の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

平成 29 年 10 月 1 日（日）から平成 34 年 9 月 30 日（金）までとします。

(4) 納入場所

調達説明書（仕様書）で示す場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成 29 年 4 月 18 日（火）17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11
三重県保健環境研究所 資源循環研究課 担当 柘植
三重県保健環境研究所 企画調整課 担当 渡辺
電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004
 - (2) 契約条項を示す場所
〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11
三重県保健環境研究所 企画調整課 担当 渡辺
電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成 29 年 4 月 18 日（火）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 29 年 4 月 28 日（金）までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 5 月 9 日（火）13 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、四日市西郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 29 年 5 月 9 日（火）13 時
なお、入札書は平成 29 年 5 月 1 日（月）から同月 9 日（火）13 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227
宛 先 四日市西郵便局留め
受取人 三重県保健環境研究所企画調整課
案件名 I C P 質量分析装置賃貸借
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 29 年 5 月 9 日（火）14 時

場所 三重県四日市市桜町 3684-11
三重県保健環境研究所企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased : A Lease Contract of Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Tuesday, May, 9, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, May 1, 2017 and 1:00 P.M. on Tuesday, May 9, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Tuesday, May, 9, 2017.

(4) Managing Authority :

Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年3月24日

三重県教育委員会教育長 山口 千代己

1	特定役務の名称	平成28～31年度三重県総合教育センター清掃業務委託
2	担当部局	津市大谷町12番地 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課
3	落札者決定日	平成29年2月23日
4	落札者	三重県津市丸之内9番13号 丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男
5	落札金額	入札価格 32,040,000円 契約金額 34,710,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	平成28年12月27日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
